

- 1 試験期日
平成16年8月16日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目1-100
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学 歴 学校教育法第47条(高等学校の入学資格)に規定する者
 - (2) 調理実務経験 食品衛生法施行令第5条第1号、第11号若しくは第28号に掲げる営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)又は寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの(1回20食以上又は1日50食以上)において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課で配付する。ただし、県外居住者にあつては郵送での配付も行う。その場合、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒(縦23.5センチメートル、横12センチメートル)を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)に請求すること。
 - (2) 願書受付期間
平成16年6月7日(月)から平成16年6月11日(金)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み(県外居住者の申込みに限る。)は、平成16年6月11日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
 - (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき(県外居住者の申込みに限る。)は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課
 - (4) 提出書類
ア 受験願書(調理業務従事証明書を含む。) 1部
イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
学校教育法第47条(高等学校の入学資格)に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
ウ 写真 1枚
提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦5センチメートル、横4.5センチメートルの本人であることが確認できる写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの。
エ 戸籍抄本又は戸籍謄本(提出前6か月以内に交付されたもの) 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
 - (5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙(郵送による申込みの場合は、6,200円分の郵便小為替)
受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。
 - (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 6 合格発表
合格者は、平成16年8月31日(火)午前10時に熊本県庁行政棟本館1階ロビー及び各保健所において、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課(電話096-383-1111)に行うこと。
 - (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から1か月間とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。

年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成16年1月19日
- 2 名称
特定非営利活動法人ステップバイステップ
- 3 代表者の氏名
堤田 照一
- 4 主たる事務所の所在地
本渡市中央新町13番12号
- 5 定款に記載された目的
この法人は障害を持つ人たち及びその家族、高齢者、また地域に暮らす人々に対して、自立・社会参加に向けた社会啓発推進事業や、より良い福祉の実現の為にし得る幅広い支援事業を行い、すべての人々が社会の一員として共生できる豊かな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第311号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成16年1月21日
- 2 名称
特定非営利活動法人子育て相談ルーム BeHappy
- 3 代表者の氏名
江崎 真澄
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市帯山七丁目9番130号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本県に居住する子育て中の母親やその家族等、育児に携わる人々に対して語らいの場や心を休める場所を提供することで、日常生活で生じがちな子育てに対する不安感・苛立ち・悩み等を軽減し、母親自身が子育てを楽しむゆとりをもったうえで安心して子育てができるような環境作りをし、子育て支援に関する事業を行い、ひいては子供の健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第312号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成16年2月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人自然のまんまの会
- 3 代表者の氏名
中島 町子
- 4 主たる事務所の所在地
鹿本郡植木町大字滴水53番地の3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子供や心身に障害を持った人、病気療養中の人に対して、社会復帰支援及び保健、医療又は福祉に関する事業を行い、自然に興味のある人達との連携の中で、地域と社会福祉の増進を図り、広く公益に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第313号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成16年2月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人阿蘇ミュージアム
- 3 代表者の氏名

- 光岡 明
- 4 主たる事務所の所在地
阿蘇郡阿蘇町大字赤水古千里ケ浜 1930
 - 5 定款に記載された目的
この法人は、火山や阿蘇について、資料の収集・保存・編集、調査・研究、学習、防災に関する事業を行い、地域の人々、児童・生徒を含む子どもたち、観光客など、多くの人々に対する生涯学習、環境学習、環境地域づくり活動に寄与することを目的とする。

熊本県公告第314号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成16年2月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人えんば
- 3 代表者の氏名
福田 誠治
- 4 主たる事務所の所在地
下益城郡松橋町曲野 1227 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害を持った方に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第315号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成16年2月13日
- 2 名称
NPO 法人阿蘇フォークスクール
- 3 代表者の氏名
植木野 繁英
- 4 主たる事務所の所在地
阿蘇郡高森町大字上色見 1390 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、町内や県内外、世界の人々に対し高森町旧上色見小学校を拠点とした体験講座、生涯学習の場、及び施設活用に関する事業を行い、地域住民と参加した人々が元気に楽しく交流し、情報発信し、地域及び参加者の活性化をはかるとともに、これらの事業を通じて社会貢献に寄与することを目的とする。

熊本県公告第316号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請年月日
平成16年2月13日
- 2 名称
NPO 法人きらり水源村
- 3 代表者の氏名
岩崎 正也
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市大字原 1600 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、都市と農村の交流、子どもの体験活動、農林業の振興、環境保全等の活動を通じて、地域社会形成（まちづくり）と、地域住民をはじめとした社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。